

## 第5章

# 英国の歯科事情

## I The EU Manual of Dental Practice 2015

最初に、本書を編纂する際のベンチマークとした『The EU Manual of Dental Practice 2015』(図 5-1) より、英国 (United Kingdom、通称イギリス) に関する内容を、抜粋・翻訳したものを掲載する。英国における歯科医療制度、歯科医学教育制度等の情報についてご一読いただき、他国の歯科医療を知ることにより、わが国の歯科医療を新たな視点で見直して頂きたい。

なお、本書では、英語原文中の英単語については、できるだけ読者にわかりやすくするために工夫した。本書内での用語利用を前提としたものであることを注意願いたい。

例) Oral Health Care (歯科口腔医療)、  
Private Care (私費診療)、  
Dentist (歯科医師)、Dental Therapist  
(デンタルセラピスト) 等。

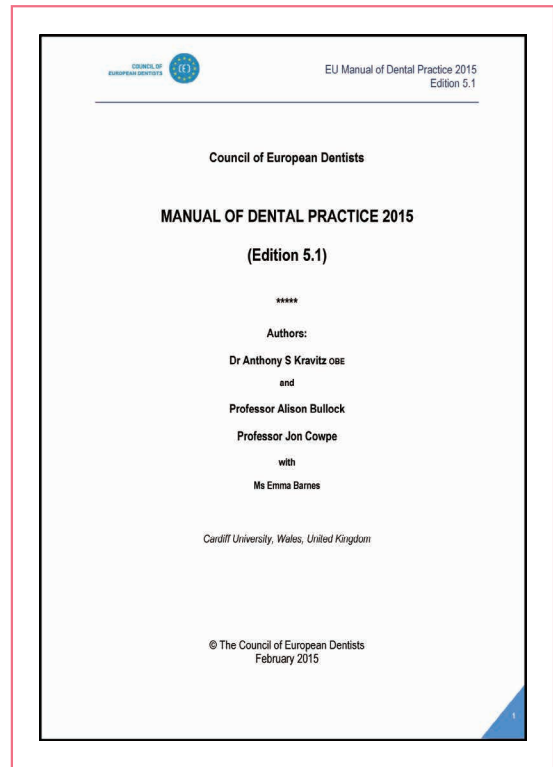


図 5-1 『The EU Manual of Dental Practice 2015』

\*『The EU Manual of Dental Practice

2015』の本文内容の本書への転載については、2015年12月16日付で、The Council of European Dentists Brussels Office, Head of Office より、許可を頂いた。

『The EU Manual of Dental Practice 2015』

<http://www.eudental.eu/library/eu-manual.html> よりダウンロード可能。

Authors : Dr Anthony S Kravitz OBE and Professor Alison Bullock, Professor Jon Cowpe with Ms Emma Barnes, Cardiff University, Wales, United Kingdom

### 1) The EU Manual of Dental Practice 2015 について .....

2014年4月現在、European Union (EU: 欧州連合) には、原加盟国であるベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダに加え、2004年のエストニア、ハンガリー、ラトビア、ポーランド等の東欧諸国 10カ国の加盟を経て、2013年のクロアチア加盟をもって 28カ国が加盟している。EU加盟国内での法的規則は、Directive (指令) と Regulation (規則) 等があり、各国国内法で定めるものや EU全体で直接的に定めるものとなっている。そして、これらの規則により、EU加盟国域内で EU市民の移動の自由が定められている。歯科医師については、1980年より教育及び研修について、EU市民であり EU域内の Primal dental degree または、Diploma (学位) を持つ歯科医師は、EU域内のどの国でも診療をすることができるようになった。

なお、Council of European Dentist による『The EU Manual of Dental Practice 2015』では、各国歯科事情を多方面のデータから示すことで、国家間の移動の際に、必要な情報を得ることができるようになっている。



図 5-2 EU 加盟国の地図 (第 6 次拡大国 2013 年 クロアチア加盟)

出典：外務省ホームページ「国・地域」の「欧州 EU 加盟国と地図 第 6 次拡大」

## Close up 15 欧州と EU

日常、私たちがニュースで耳にする「EU」とは、European Union (欧州連合) の略称であるが、この EU は、ECC (ヨーロッパ経済共同体)、EC (ヨーロッパ共同体) を経て、1993 年に発足した欧州の地域統合体のことである。実は、欧州地域のすべての国が加盟しているわけではない。最近 (2015 年夏以降) の時事となっているシリア難民の EU への流入についても、難民の受け入れ体制が整っているドイツへ到達することを目的に、EU 加盟国の最南端に位置するギリシャへボートで入国しようとする子どもを含む難民の姿が、マスメディアで流れたことは記憶に新しい。一旦 EU に入った者が他国へ移動する際に、国境検査なしで移動できるシェンゲン協定の存在により、犯罪者が自由に EU 域内を移動することが危惧され、シェンゲン協定存続の賛否が議論されている事実もある。また、EU では、ユーロが利用されているとの認識が強いが、実際は、英国はポンド、スウェーデンはクローネ等と、自国経済の安定を図るために、自国通貨を維持している国もある。EU 加盟国の国民の中には、EU 加盟が自国の利益につながらないという意見もあり、英国のように、EU 離脱に関しての国民投票が国政で扱われる予定 (2016 年秋予定) の国もある。

歯科においては、国境を越える歯科医師の移動だけでなく、「患者」の移動も問題となることがある。国境を越える際に複雑な手続きがないことから、格安航空便等を利用することにより数千円で他国へ簡単に移動できる時代である。国家間の経済格差により、インプラント等の歯科診療の低料金を売りとする診療所も生まれ、患者獲得のための海外渡航も盛んとなっている。

一方、患者が治療を受けてから帰国した後に生じる問題への対応については、国をまたいで対応となることもあり、新たな問題を生じることもある。昔と違い、EU 加盟国一国の歯科医療制度だけをとらえるのではなく、背景となる国際的な社会情勢を理解しつつ、一国の社会保障制度を理解する必要があることを、EU における歯科医療状況からは学ぶことができる。

## 2) EU (欧州連合)、EFTA (欧州自由貿易連合)、EEA (欧州経済領域) の関係 .....

EU 加盟国を地図上で見ると、ノルウェー、スイス等が加盟していないことがわかる (図 5-2)。EU に加盟していないことは意外に思われるが、EU に加盟していない European Free Trade Association (EFTA) 加盟 4 カ国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス) のうち、スイスを除く 3 カ国を EU 加盟国に合わせて European Economic Area (EEA) を形成し、EU の 4 つの自由の原則 (商品、人、サービス、資本の移動の自由) を共有している。スイスは EU と二国間協定を締結し、人の移動についても、国民投票で可決し基本的に EU と同等の自由が保たれている<sup>2)</sup>。

## 3) EU の概要 .....

EU 域内は、2013 年現在、人口合計が 5 億 1,800 万人であり、歯科医師数合計は 36 万 1 千人であった。歯科医師 (Active dentist) 対人口比は、1 : 1,433 であり、2008 年当時のデータ、1 : 1,501 と比較し、歯科医師が微増している (図 5-3)。

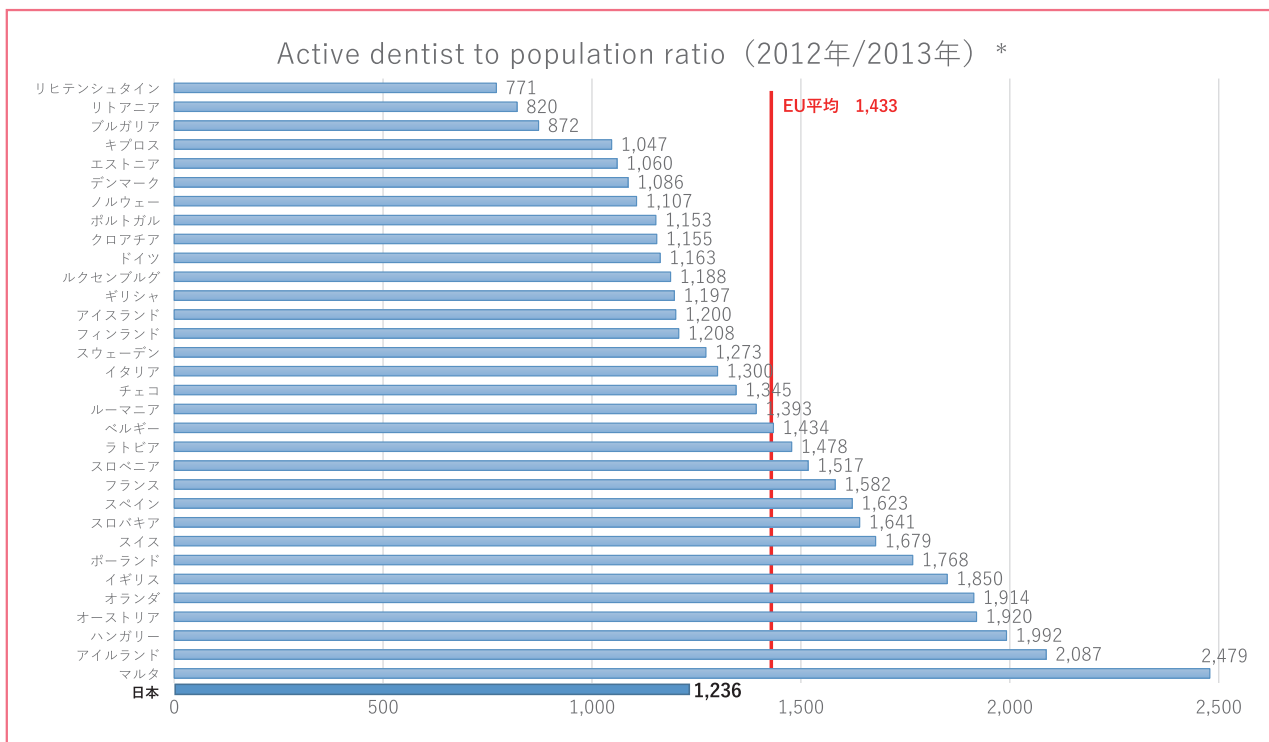


図 5-3 歯科医師対人口比

\* 2012 年 / 2013 年 各国の Active dentist (Registered dentist より、退職者、産休による離職者を除いた者) 対人口比  
日本は、2014 年 (平成 26 年) 医師・薬剤師・歯科医師調査より、歯科医師総数より無職の者を除いた数をもとに計算。

表 5-1 各国及び日本の歯科医師数・学生数等の一覧

歯科医師数等					大学数・学生数等								
		年	登録歯科 医師数	登録歯科医 師対人口比	女性 比率	国名	年	大学 数	国 公立	私立	入学 者数	女性 比率	就学 年数
オーストリア	Austria	2013	4,820	1,761	42%	オーストリア	2013	4	3	1	165	65%	6
ベルギー	Belgium	2011	8,879	1,256	48%	ベルギー	2012	5	5	0	NK	80%	5
ブルガリア	Bulgaria	2013	8,350	872	66%	ブルガリア	2012	3	3	0	350	50%	5.5
クロアチア	Croatia	2007	4,537	986	65%	クロアチア	2013	3	2	1	148	69%	6
キプロス	Cyprus	2013	1,073	807	49%	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	Czech Rep	2012	9,354	1,124	65%	チェコ	2012	5	5	0	280	38%	5
デンマーク	Denmark	2013	7,989	702	58%	デンマーク	2012	2	2	0	162	76%	5
エストニア	Estonia	2013	1,615	820	87%	エストニア	2013	1	1	0	32	87%	5.5
フィンランド	Finland	2013	5,925	917	69%	フィンランド	2013	4	3	1	186	68%	5
フランス	France	2012	41,505	1,582	40%	フランス	2011	16	16	0	1,154	55%	6
ドイツ	Germany	2012	88,882	906	42%	ドイツ	2012	30	29	1	2,222	62%	5.5
ギリシャ	Greece	2013	14,125	763	47%	ギリシャ	2012	2	2	0	250	62%	5
ハンガリー	Hungary	2013	5,500	1,801	57%	ハンガリー	2013	4	4	0	310	58%	5
アイスランド	Iceland	2012	351	920	33%	アイスランド	2012	1	1	0	7	69%	5
アイルランド	Ireland	2013	2,627	1,748	44%	アイルランド	2013	2	2	0	86	54%	5
イタリア	Italy	2012	58,723	1,016	34%	イタリア	2013	34	32	2	984	47%	5
ラトビア	Latvia	2012	1,724	1,264	87%	ラトビア	2012	1	1	0	35	87%	5
リヒテンシュタイン	Liechtenstein	2013	57	649		-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	Lithuania	2013	3,660	809	83%	リトアニア	2013	2	2	0	161	83%	5
ルクセンブルグ	Luxembourg	2008	512	1,049	40%	-	-	-	-	-	-	-	-
マルタ	Malta	2013	230	1,832	36%	マルタ	2013	1	1	0	8	38%	5
オランダ	Netherlands	2013	10,780	1,557	35%	オランダ	2013	3	3	0	243	57%	6
ノルウェー	Norway	2013	5,350	946	47%	ノルウェー	2013	3	3	0	153	75%	5
ポーランド	Poland	2012	33,633	1,146	78%	ポーランド	2013	10	10	0	1,231	80%	5
ポルトガル	Portugal	2012	9,097	1,153	57%	ポルトガル	2012	7	3	4	716	66%	5
ルーマニア	Romania	2013	15,500	1,294	68%	ルーマニア	2013	10	8	2	1,800	70%	6
スロバキア	Slovakia	2013	3,357	1,612	61%	スロバキア	2013	4	2	2	117	60%	6
スロベニア	Slovenia	2013	1,762	1,169	63%	スロベニア	2012	1	1	0	70	70%	6
スペイン	Spain	2012	31,261	1,505	52%	スペイン	2012	17	12	5	1,379	67%	5
スウェーデン	Sweden	2010	14,454	663	52%	スウェーデン	2012	4	4	0	339	63%	5
スイス	Switzerland	2013	4,850	1,661	28%	スイス	2013	4	4	0	128	60%	5
連合王国	UK	2013	40,156	1,591	45%	連合王国	2013	16	16	0	1,100	56%	5
日本*	Japan	2014	103,972	1,222	23%	日本**	2014	29	12	17	2,363		6

\* 2014年（平成26年）医師・歯科医師・薬剤師調査より。

\*\* 歯科医学教育白書 2014年版より

## II The EU Manual of Dental Practice 2015 英国

### 1) 英国情報

英国は、EU/EEA に 1973 年に加盟し、人口は 6,411 万人（日本の約半分、2013 年現在）であり、使用通貨はポンド、主要言語は英語、ウェールズ語、ゲール語である。1 ポンド = 約 160 円（2016 年 4 月 1 日付）、在留邦人数は 67,258 名（2014 年 10 月速報値）である<sup>3)</sup>。

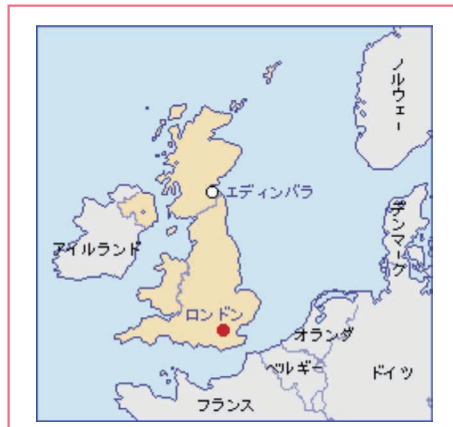


図 5-4 英国

出典：外務省ホームページ  
[英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）]

## Close up 16 ロンドンがロンドンではなくなりました

「ロンドンがロンドンではなくなりました」。英国人歯科医師の友人が、ロンドンブリッジのpubで食事をしているときに、そうつぶやいた。翌日、ロンドン市内を、その言葉を思い出しながら歩いてみると、「観光客だろう」と思っていた人々が、実はロンドンで働いている人たちであることに気づいた。つまり、EUの様々な国からロンドンに職を求め在留する外国人の数が急増しており、ホテルで見たTV番組でも、東欧からの出稼ぎ者がロンドン市街の公園、駐車場をキャンプ地とする様子等が特集され、ここ数年のロンドンの変容が取り上げられていた。

筆者がリバプールに赴任していた翌年の2004年の東欧諸国10か国のEU加盟は、英国にとって国内に大きな変化をもたらす要因となったようである。「人・もの・金・サービス」の移動の自由、これらは「貿易促進」の政策で得られた成果であり、グローバル化の促進を掲げる日本の将来について、一つの参考事例として受け止める必要があるかもしれない。

一方、この影響は、一般の社会だけではなく、歯科医学教育の世界でも感じることもできた。ロンドンの大学で補綴の学生実習を見学した際に、一人の非常勤教員を紹介された。彼はドイツの開業歯科医で、週末にロンドンの診療所で勤務するために毎週ドイツからロンドンに飛行機で来て、診療所勤務の前に補綴実習に参加しているとのことであった。歯科診療所についても、日本語が通じる歯科診療所、イタリア語が通じる歯科診療所等と、診療内容ではなく、患者の利便性につながる点を売りとする歯科診療所もあるようである。それらの歯科診療所では、EU各国で歯科医師となった人々が英国で働いている事実もある。そのため、様々な国の出身のEU市民が英国に多数流入する現状では、それらの人々が、母国語が使える歯科診療所を探し求めるのは、自然なことなのかもしれない。しかし、英国の歯科医療管理団体であるGeneral Dental Council (GDC)の定める倫理規定には、英国の歯科医師としては、「～効果的なコミュニケーションを行うために、英語を十分に流暢に、書き、話すことが必要である」と記載されている。英国の医療制度であるNational Health Service (NHS)の制度下で働くために、一定の英語能力を有することが必要という条件が示されていることは、国境を超えた歯科医師の移動、患者の移動を伴う社会の中で、自国の医療制度をいかに保護するべきか、新たな段階における課題を示していると感じられた。また英国の歯科医療を担う歯科医師として、英国出身歯科医師として登録を行った歯科医師29,136名<sup>1)</sup>に対し、EUやEuropean Economic Area (EEA: 欧州経済領域)出身の歯科医師が6,615名<sup>1)</sup>と、かなり多い現実を知ることが、ロンドン、そして、英国の歯科医療の現状を理解する上で、非常に重要な情報であると考えられた。

## 2) National Health Service と Primary Health Care .....

英国では、1948年より包括的な保健医療サービスを提供するNational Health Service (NHS 制度)を導入している。NHS 制度は主に一般税収により運営され、残りは、処方箋、歯科・眼科診療に関わる患者一部負担によるものである。

NHS 制度の予算は議会で決定され、4つの地域の保健省でそれぞれの政策が決定される。イングランドでは、NHS Englandが地域健康保健政策を進めるが、スコットランド、北アイルランド、ウェールズでは、Regional health boardで行われる。

すべての大人と子どもを対象に無料であるPrimary medical care servicesは、全国制度として、住民がNHSの患者として、General Practitioner (総合診療医)の診療所に事前に登録する制度に基づいている。

総合診療医は、必要な場合、患者紹介を行う。NHS 専門医や総合病院へ患者を紹介しており、専門医療への「ゲートキーパー」として機能している。



### 3) 歯科医療における National Health Service と Private Care .....

歯科診療については、Primary medical care services とは異なる制度で運営されており、英国の Oral Health Care (歯科口腔医療) は、NHS 制度と Private Care (私費診療) で提供される。他の欧州諸国と同様に、一般的な歯科診療は個人診療所で行われている。これらの個人診療所の General Dental Practitioner (総合診療歯科医師) が NHS 患者を診療する際は、NHS の地域制度である NHS General Dental Service の制度の中で受け入れることとなる。

イングランドとウェールズでは、総合診療医のような患者登録制度ではなく、必要な際に患者が歯科診療所を受診する診療形態であり、総合診療歯科医師受診の際には、NHS 制度あるは Private Care (私費診療) のいずれかを選ぶことができる。NHS 制度での受診に際しては、治療内容の制限や私費診療患者を優先することから待ち時間が長くなることもある。NHS 制度の診療費は4段階の包括診療費制度(バンドコース)である。診療費は毎年見直され、2013年では、歯科健診、スケーリング、ポリッシング等の一般診療費が18ポンド(21.6ユーロ)、クラウンやブリッジの複雑な診療費が214ポンド(257ユーロ)である。スコットランドと北アイルランドでは、診療費支払いは診療項目別支払いであるが人头割支払いや手当等もある。スコットランド NHS、北アイルランド HS の歯科診療制度では、診療費の一定割合(2013年:80%)を患者が支払うが、上限支払い額が設定されている(2013年:445ユーロ)。

英国全土では、特定の集団について総合診療歯科医師の NHS 歯科診療を無料で受けることができる。例として、18歳以下の子ども、妊産婦、福祉給付金の受給者、19歳以下のフルタイムの学生が対象となる。

一方、多くの総合診療歯科医師は、数種類の Private Care (私費診療)、例えば、すべての治療を私費診療で行う全額私費診療、または、NHS 診療内での診療項目レベルでの私費診療、いわゆる「Mixing」を提供している。私費診療については、患者に対し、完全なインフォームドコンセントが行われていることを前提に実施が認められている診療制度である。歯科診療費支払いに対して、個人保険を利用する患者はごくわずかである。

Providing NHS Dentistry 

## NHS dental charges from 1 April 2015

The charge you pay depends on the treatment you need to keep your mouth, gums and teeth healthy. You will only ever be asked to pay one charge for each complete course of treatment, even if you need to visit your dentist more than once to finish it – either Band 1, Band 2 or Band 3.

**If you are not exempt from charges, you should pay one of the following charges for each course of treatment you receive:**

**Band 1 course of treatment – £18.80**  
This covers an examination, diagnosis (eg X-rays), advice on how to prevent future problems, a scale and polish if needed, and application of fluoride varnish or fissure sealant. If you require urgent care, even if your urgent treatment needs more than one appointment to complete, you will only need to pay one Band 1 charge.

**Band 2 course of treatment – £51.30**  
This covers everything listed in Band 1 above, plus any further treatment such as fillings, root canal work or if your dentist needs to take out one or more of your teeth.

**Band 3 course of treatment – £222.50**  
This covers everything listed in Bands 1 and 2 above, plus crowns, dentures and bridges.

**Free NHS dental treatment or help with health costs**  
You may be eligible for help with all or part of the costs of your NHS dental treatment. To see if this applies to you, see the leaflet *NHS dental services in England*, which is available from any NHS dental practice or from [www.gov.uk/government/publications/leaflet-and-poster-on-nhs-dental-services](http://www.gov.uk/government/publications/leaflet-and-poster-on-nhs-dental-services)  
For advice on how to get help with health costs call 0300 330 1343 or go to the NHS Choices website at [www.nhs.uk/healthcosts](http://www.nhs.uk/healthcosts)

**For further information on NHS dental services and dental charges, see the leaflet *NHS dental services in England* or the dental services section of the NHS Choices website ([www.nhs.uk](http://www.nhs.uk)), or ask your NHS England Area Team for help.**



図 5-5 NHS 制度 (イングランド) の患者向けポスター (歯科診療費用の説明)

出典: NHS Choices ホームページ [NHS dental charges from 1 April 2015] (<http://www.nhs.uk/NHSEngland/Healthcosts/Documents/2015/nhs-dental-charges-poster.pdf>)

#### 4) 個人歯科診療所以外の歯科医師の診療形態

個人診療所の総合歯科診療形態以外には、Salaried Primary Dental Care Service (SPDCS) があり、この診療形態は例えば、障害を有する者への診療や総合診療歯科医師が少ない地域など歯科診療へのアクセスが難しい者に対して、公的歯科医療制度の下で勤務する歯科医師（月給制）が行うものである。SPDCS は、歯科診療の他、疫学調査のサポートを担っている。

ほとんどの大規模総合病院、すべての歯科教育病院では、歯科医療が提供されており、専門医の歯科診療は Hospital Dental Service (HDS) として行われ、通常は、総合歯科診療所、地域歯科サービスの歯科医師を經由して紹介される。一方、近年、病院外において、個人歯科診療所における口腔外科領域の専門医診療が増加しており、歯科矯正診療も総合歯科診療所で行われている。

病院歯科診療、また、SPDCS のほとんどの歯科診療費は患者負担がない。NHS 制度下における歯科医師給与は、Review Body on Doctors' and Dentists' Remuneration (DDR) の助言のもとで政府が定めており、勤務研修歯科総合開業医として働く卒後研修歯科医師は、全国一定の給与である。

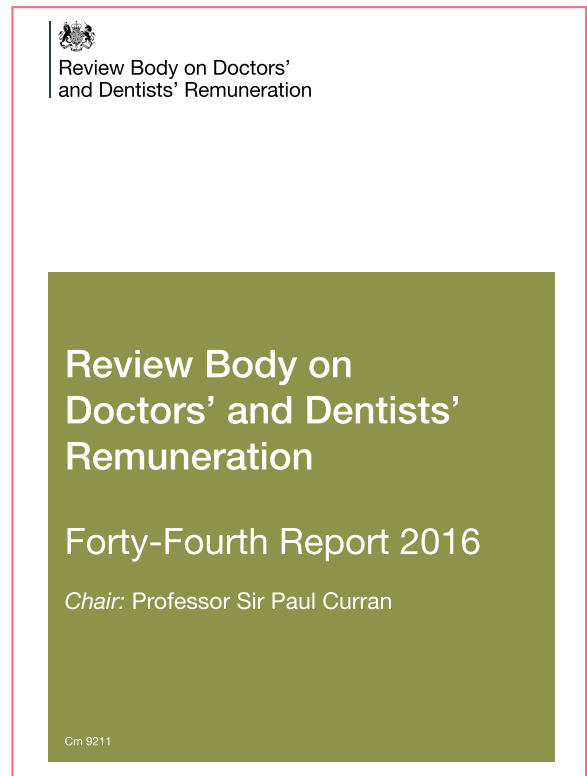


図 5-6 Review Body on Doctors' and Dentists' Remuneration forty-fourth report: 2016

出典：DDR ホームページ「Publications」内「Independent report Review Body on Doctors' and Dentists' Remuneration forty-fourth report: 2016」([https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/505959/54290\\_Doctors\\_and\\_Dentists\\_Pay\\_Review\\_2016\\_Accessible.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/505959/54290_Doctors_and_Dentists_Pay_Review_2016_Accessible.pdf))

### Close up 17 NHS 制度と NHS 制度外の診療制度 (Private Care (私費診療制度)) の違い

NHS 診療費は、私費診療費に比べてとても安いので、NHS 制度における総合診療歯科医師への通院は、国民誰もが対象となつてはいるものの、NHS 制度での患者診療の受け入れに対して前向きでない歯科医師もいる。そのため、NHS 制度と NHS 制度外の診療制度 (Private Care : 私費診療制度) の両方を扱う歯科診療所へかかった際には、NHS 制度での診療は、Private Care 患者を優先した後となり、治療に時間がかかるとも言われている。

歯科医師の大多数が NHS 制度の委託を受けている一方、私費患者だけを受け入れる歯科医師も増えてきている。NHS 制度歯科診療の契約を持つ歯科医師は、NHS 制度の割合を担当機関と契約交渉を行うこととなるが、総合診療歯科医師は、定めた割合での Private Care を行うことが可能となる。



## 5) 診療の質管理（苦情申し立て制度）

歯科診療の質管理は、歯科診療の提供制度により異なる。一般的な NHS 制度では、国標準を対照基準とする診療統計を行う。スコットランドでは、Dental Reference Officer (DRO) が、規準外の結果となった診療所における患者の診療内容を調査する制度を持つ。

英国では、どの診療所でも、患者苦情手続き体制を整備する必要があり、患者苦情は、まず、歯科医師に対して行われることとなる。仮に、歯科診療所において苦情処理が完了しなかった場合には、健康局へ申し送られることとなる。スコットランドと北アイルランドでは、深刻な苦情は、NHS/HS 専門委員会で扱われる。規則違反が認められた場合は、再治療、支払いの差し止め、歯科医師の NHS/HS リストからの除外等の処分が行われる。イングランドとウェールズでは、歯科医師が十分な基準を満たさない診療を提供している場合は、NHS リストからの除外処分となる。また、英国全地域では、歯科医師が関わる歯科医療職務上の事案は、管轄の General Dental Council (GDC) に申し送られ、歯科専門職としての処罰、診療登録リストからの除外処分等の扱いが検討されることになる。

病院や地域医療サービスでの歯科診療については、別に Health service complaints procedure が用意されている。また、NHS 制度外での診療（私費診療）については、2006 年に、Dental Complaints Service が設立されている。

## 6) 教育制度、研修制度、登録制度について

### ① 大学教育制度

英国には 16 校に歯学科があり、すべて国立大学の医学部の一部であり、最も新しい歯学科は、スコットランドのアバディーンに 2008 年 9 月に開校している。歯学科では、過去 10 年入学定員が増加している。すべての歯学科は公的資金で運営されており私立はない。また、2013 年現在、16 校の入学学生総数は約 1,100 人、卒業生数は 1,052 人、女性学生率は 56% である。歯学科への入学には、高校時代に、少なくとも 3 つの A レベルを科学分野でとっておく必要があり、入試競争では最高レベルが必要とされる。授業料は大学が独自に定めており、年間最大 9,000 ポンド（2013 年、約 135 万円）である。

### ② 教育の質の保証

歯学科教育の質保証の責任は、GDC が担っている。GDC は、歯学科への定期的な訪問調査を実施し、歯科医師、歯科保健職の教育内容と質を調査するものである。

### ③ 歯科医師資格登録と初期研修

#### 1) 基本歯科資格

大学は、卒業時に Bachelor of Dental Surgery (BDS / BChD) の学位を授与するが、1960 年代後半までは License in Dental Surgery (LDS) 証書の授与が行われていた。

#### 2) Vocational Training (VT) と Dental Foundation Training (DFT)

卒後研修としては、VT と DFT があり、NHS 制度外で診療を行う歯科医師は VT/DFT を

受けなくても良い。英国の NHS 制度下で診療するためには、歯科医師は、総合歯科診療所または公的診療所において監督下での臨床研修が必要となる。研修は、1 週間に 4 日間の診療研修と 1 日の自己研修が基本となる。

EU 地域の歯科大学を卒業した EU 市民は、この VT/DFT 制度の対象からは外れるが、本人が研修を希望する場合は参加することができる。一方、EU 圏外の国の歯科大学からの卒業生は、VT/DFT 制度を受ける必要があるが、すでに総合歯科診療所での勤務経験がある場合は、VT/DFT の研修ではなく、「Competency Training」研修に進むことができる。イングランドとウェールズでは、「Competency Training」研修は、NHS England Area Team 等の雇用側との調整にて実施される。VT/DFT あるいは「Competency Training」を修了した歯科医師は、NHS 制度で患者診療を行う歯科医師が登録する「Performer」リストへ他の条件なしで登録され、登録後には NHS 制度での患者診療が許可される。スコットランドと北アイルランドでは、EU 圏外からの歯科医師は補助リスト登録期間にアシスタントとして雇用され、メインリストに「Contractor」、「Principal」と登録された歯科医師の下で、一定期間（通常、常勤 1 年、非常勤の場合 1 年相当）働いた後に、メインリストへの登録となる。

### 3) 歯科医師登録制度

英国で歯科診療を行うすべての歯科医師は、GDC に登録する必要がある。GDC は、歯科医師、歯科保健職の登録、専門医リストの管理を行う管理団体であり、歯科医師登録料は、890 ポンド（2016 年、約 14 万円）である。歯科医師登録を行うためには、歯科医師は、EU/EEA 歯学科で認知される資格、現在の登録状況を示す書類（資格が英国外の場合）、パスポートと健康状況に問題がない証明をする書類の提出が必要となる。EU 学位を保持していない EU 市民は、ほとんどの場合、Overseas Registration Examination (ORE) を受験することとなる。登録後、登録を維持するために、毎年登録維持料として 890 ポンド（2016 年：約 14 万円）支払う必要がある。

### 4) 語学要件

EU 市民は、登録時、英語試験は必要ないが、2013 年 9 月に発行された GDC の基準書類（倫理規定）では、「患者、患者関係者、歯科チーム、他健康保健職種と効果的なコミュニケーションを行うために、英語を十分に流暢に、書き、話すことが必要である」と謳っている。NHS 制度下、総合歯科診療所で働く場合には、英語試験（IELTS や他英語試験）に合格することが必要である。

### ④ Continuing Professional Development (CPD : 継続専門研修)

歯科医師（専門医、診療していない歯科医師も含む）は、5 年間で 250 時間の生涯教育が必要である。この要件は、75 時間の証明可能な教育活動と 175 時間の一般教育活動に分けられる。証明可能な教育活動は、コースへの参加、双方向遠隔学習、臨床評価、相互評価等の明確な学習目標と成果が設定された教育が含まれ、2007 年からは、証明可能な教育の内容として、放射線、感染対策等を含むコア内容が設定されている。歯科医師は、これらの記録を保

存する必要がある、1年ごとの記録が必要である。他歯科保健職も時間は異なるが、同様のCPDを行う必要がある。

## ⑤ 専門医教育

専門医の教育・研修のためのコースは、歯科病院の研修として設定され、Medical Royal Collegesに監督されており、VT/DFTを含む2年の卒後研修後の3年～5年の教育コースとして設定されている。そのため、認定専門医となるためには、合計5年～7年の卒後教育研修が必要となる。GDCは、登録歯科医師で一定の基準に合格した歯科医師の適切な専門医称号利用の管理のために、その権利を得た者の名簿を管理する。口腔外科と歯科矯正の2つの専門医称号は、EUにて認定されている。GDCの管理するこの名簿は、専門医称号を使用することができる歯科医師名を示すものであり、登録歯科医師が、歯科領域のいずれの領域の診療を行うこと、あるいは、専門医が他の歯科領域の診療を行うことを妨げるものではない。

2014年現在、英国では、13の専門医が認定されている（図5-7）。専門医資格に関連した学位や証書がいくつかあるが、これらは、大学（マスター、ドクター）あるいは、Royal College（メンバーシップやフェローシップ）から授与されるものである。

## 7) 労働力 .....

### ① 歯科医師

#### 1) 英国の歯科医師

2014年情報によると、Registered dentist（歯科医師総数）は3万8,934人、うちActive dentist（労働歯科医師）は3万3,000人、歯科医師対人口は1,936人（対10万人人口比51.7人）であり、女性比率は45%、外国歯科医籍は1万273人。歯科医師会への加入率は50%である。英国の歯科医師の不足は、この数年で軽減はされているものの、郊外地域では未だ改善が必要な地域もある。多くの地域では、歯科医師間での競争が生じ、2013年には労働力計画の見直しが図られている。

実労働に従事しない歯科医師には、退職後に歯科医師登録を行っている者、歯科管理業務等を行っている者を含んでいる。新規登録の歯科医師は、VT/DFTを修了する必要があるが、研修を受けるためのポスト獲得競争は厳しくなっている。2013年には、新規登録歯科医師についてVT/DFTの研修のポストを得られなかった等の事例報告が報じられており、若い歯科医師の間での不完全雇用が増加してきている。

#### 2) 英国への歯科医師の流入

英国への歯科医師流入は、英国資格2万9,136名に対し、アイルランド資格747名、EU/EEA他地5,868名、非EU/EEA地域登録（試験）2,531名、他資格1,874名である。

2004年には、新EU加盟国からの英国への歯科医師の流入が認められているが、「他資格」と記載されている歯科医師の多くは、南アフリカ、オーストラリア等、以前英国資格として認められていた資格保持者であり、その後もGDCへの登録をしている者である。

## ② Specialist 専門医

Orthodontics 歯科矯正	1,338 名	Periodontics 歯周病	334 名	Dental and Maxillofacial Radiology 歯科・顎顔面放射線学	24 名
Endodontics 歯内療法	255 名	Prosthodontics 補綴	421 名	Oral Microbiology 口腔微生物学	7 名
Paediatric dentistry 小児歯科	236 名	Restorative dentistry 保存修復	308 名	Special Care Dentistry スペシャルケア歯科	314 名
Oral Surgery 口腔外科	728 名	Oral Medicine 口腔内科	69 名	Oral and Maxillofacial Surgery 口腔顎顔面外科	(* 医師 専門医)
Oral Pathology 口腔病理学	31 名	Dental Public Health 公衆衛生学	114 名		

図 5-7 Specialist 専門医 (2014 年)

専門医は、病院で Consultant (コンサルタント) として働いている者、中央団体や健康保健団体に雇用され、大学の一部の教育病院での仕事も行う者もいる。多くの専門医は総合歯科診療所に勤務しており、専門領域を自らの専門に限定しつつも、必要に応じて一般歯科診療も行っている。専門医として開業する場合は、総合歯科診療所や他専門医から紹介状を通して患者を受ける。

## ③ Dental Care Professionals (DCPs) 歯科保健職

歯科保健職名	男性数	女性数	合計数
Dental Hygienists (歯科衛生士)	224	6,150	6,374
Dental Therapists (デンタルセラピスト)	113	2,144	2,257
Orthodontics Therapists (オルソドンティックセラピスト)	8	345	353
Dental Technicians (歯科技工士)	6,283	1,373	6,323
Clinical Dental Technicians (臨床歯科技工士)	223	18	251
Dental Nurses (デンタルナース)	599	50,110	50,709
Other	3	0	3
合計数	7,463	60,140	66,270
実労働者数	5,771	57,297	63,068

図 5-8 Dental Care Professionals (DCPs) 歯科保健職 (2014 年)

\* 英語名職名を和訳しているが、日本の職名と同名でも職務範囲は異なる可能性もあるため、注意願いたい。

歯科保健職の全職は GDC へ登録義務がある。業務遂行に際しては、GDC で定められた倫理要綱に従うことが必要である。



### 1) Dental Hygienists (歯科衛生士)

歯科衛生士教育は、歯学科併設の歯科衛生士学校で24～27か月であり、Diploma（学位）を取得できる。歯科衛生士学校に入学するためには、デンタルナースとして登録され、Aレベルを取得している必要がある。2013年までは、歯科衛生士は、歯科医師の直接の指示の下で診療を行っていたが、一部直接的な診療が可能となっている。直接的な診療行為はPrivate Careでのみ可能であり、NHS制度では現在も歯科医師の指示が必要である。

### 2) Dental Therapists (デンタルセラピスト)

デンタルセラピスト教育は、学位取得のコースであり、多くの場合、歯科衛生士の教育も受ける。歯科衛生士の資格がある者は、特別なトレーニングの受講により、デンタルセラピストとなれる。デンタルセラピストは、歯科衛生士よりも広い業務を担当し直接的な診療を行うことができる。歯科衛生士と同様の業務を行うことに加えて、永久歯・乳歯に対する直接修復の実施、乳歯の抜歯等が可能である。また、業務経験を積むことで、さらに高度な業務も可能となる。

### 3) Orthodontics Therapists (オルソドンティックセラピスト)

オルソドンティックセラピストは新たな職であり、2008年に最初の10名が登録を行った。現在、8大学での最低1年間の教育によりDiplomaを得ることができる。対象者は、臨床経験を有するデンタルナース、歯科衛生士、デンタルセラピスト、歯科技工士である。業務としては、歯科矯正治療に際しての歯面清掃、治療器具の選択、歯科医師により調整された矯正器具の装着、印象採得、ヘッドギアの調整、矯正器具の利用法の説明、口腔内・外写真の撮影等である。また、業務経験を積むことで、歯科医師の指示の下でのフッ化物塗布、矯正器具のアクリル部分の修復等が可能となる。疾病の診断、診療計画の立案、ワイヤー曲げ等は歯科医師の業務であり、オルソドンティックセラピストの業務外である。

### 4) Dental Technicians (歯科技工士)

歯科技工士教育は、Diploma/Certificateあるいは、Degreeのコースとして、11大学で提供されている。基本教育は通常4年間であり、専門領域についての教育は上限2年で提供される。独立して労働する前には、GDCへの登録を行うことが必要である。歯科技工士は、歯科医師あるいは臨床歯科技工士の指示の下、歯科技工業務を行うこととなっている。以前は、歯科診療所に併設の歯科技工室で働くことが通常であったが、最近は、歯科診療所等と契約をした歯科技工所で働くことが多い。中には病院歯科で働く歯科技工士もいる。

### 5) Clinical Dental Technicians (臨床歯科技工士)

2008年までは、臨床歯科技工士の資格を取得するためのコースは、英国にはなかった。2013年現在、臨床歯科技工士のコースは、3か所で提供されている。臨床歯科技工士は、可撤式義歯の製作と患者への装着を行うことができる。主な業務は義歯に関わるものであり、総義歯の製作、装着も行うことができる。現在では、歯科医師により口腔内の確認、診療計画を



立てられた患者に対する部分床義歯の製作が可能となっている。臨床歯科技工士はその他、歯科既往歴、全身の既往歴の聴取、業務範囲内での臨床検査、粘膜の病変の判断、スポーツマウスガードの製作等が可能である。

## 6) Dental Nurses (デンタルナース)

デンタルナースは、歯科医師の介助のためにチェアサイドで働く職種である。英国では、感染対策に関する責務を持つと同時に、患者記録の記載にあたる。教育と研修については正式なコースとしては行われていないが、最初は歯科医師に雇用されることから始まることが多い。教育機会としては、大学や学校での週1日、あるいは夜間コース等がある。国家認証機関に認められている Examination Board や研修資格である National Vocational Qualifications (NVQ) や Scottish Vocational Qualification (SVQ) 等の最終試験に合格することで、資格が与えられる。資格を得たデンタルナースは、GDC へ登録することが必須であり、他の歯科保健職と同様に継続専門研修が必要となる。業務は、器具準備を含む診療環境の維持、術中や技工室における感染を防ぐために必要な感染対策処置、他の歯科保健職が行う口腔内記録、組織検査記録の記載、歯科材料の準備及び練和、診療中の介助、患者の観察・サポート、緊急時のサポート等である。

## 7) Dental Receptionists (受付)、Practice Managers (マネジャー)

歯科医院には、通常、1名以上の受付があり、患者予約や受付業務を行っている。通常、受付はデンタルナースが行っており、受付と同時に、診療の介助を行う。また、歯科医院のバックルームでの仕事としての器材管理、メンテナンス、人事業務については、歯科専門ではない分野担当のマネジャーがいる。受付もマネジャーも資格を有している必要はなく、GDC への登録も必要ないが、独自の団体を組織しており、2014年現在1万5,000人の受付、マネジャーがいると推測されている。

### Ⅲ 英国での歯科診療形態

General Practice (一般歯科診療所)	31,615 人
Public dental service (公的診療機関)	1,800 人
University (大学)	566 人
Hospital (病院)	2,084 人
Armed Forces (軍隊)	244 人
Administrative (管理)	250 人
一般歯科診療所勤務割合	92 %
一般歯科診療所数	12,000

図 5-9 英国での歯科診療形態 (2013 年)

## 1) General Practice (一般歯科診療所) .....

一般歯科診療所とは、個人の歯科医師あるいはグループが、病院、大学の外で、一般的な診療を提供するもののことを指す。すべての総合歯科診療所は、イングランドでは the Care Quality Commission (CQC)、他地域では同等の機関へ登録する必要がある。総合歯科診療所のうち、5分の1は、1人での診療体制であるが、ほとんどの診療所では2～3人の歯科医師が、歯科衛生士、デンタルセラピストとともに診療にあたる。一般歯科診療所の歯科医師の多くは自営業であり、患者からの歯科診療費、また、NHS 制度での診療報酬により生計を立てている。近年、私費診療のみを行う一般歯科診療所が増加傾向にあるが、2013年現在、全一般総合歯科診療所の20%以下であると考えられている。

### ① General Dental Service (一般歯科サービス)

NHS 制度のもと、監督なしでの診療を行うためには、すべての歯科医師が英語能力を証明することが必要である。EU 資格の歯科医師は、IELTSES あるいは同等の試験を受け、少なくともすべての分野（リスニング、会話、読解、筆記）で、スコア「6」を取る必要がある。また、世界中のいずれの国においても、6か月を超える刑期となる犯罪行為がなかったことを示す警察記録の提示が必要である。イングランドとウェールズでの NHS 契約では、総合歯科診療所の歯科医師への支払い方式は年単位定額制であり、12か月の月額払いで契約診療所への支払いが行われる。この年額には、患者診療費、診療所の歯科医師、歯科保健職、他スタッフの給与が含まれている。年額は、診療所がその年に行う診療 (Units of Dental Activity: UDAs) より算出されており、目標に達しない場合は、支払われた資金の払い戻しと次年度の減額が行われる。

### ② Private Practice (私費診療)

歯科診療費の全額を患者個人が支払う私費診療については、診療代金は自由価格制である。前述のように、NHS 制度と契約しない、私費診療のみで診療を行う診療所の数は、増加傾向にある。

### (3) 開業

歯科診療所を開業するにあたり、診療所の場所を制限するための明確な規制は設けられておらず、NHS 制度で診療を行わない場合は、いずれの場所でも開業可能である。イングランドでは、開業をする前に、the Care Quality Commission (CQC) へ登録する必要があり、患者診療の前に、条件を満たしているかの査察を受ける必要がある。3年ごとに少なくとも1回の査察が繰り返され、安全でないと思なされた場合、リスクがある場合は、CQC は診療所を閉鎖する権限を持っている。

## 2) Hospitals (病院歯科) .....

病院で勤務する歯科医師は、NHS Trust の従業員として雇用されるものであり、契約上、パートタイムでの契約の場合には、病院外での診療も可能である。病院勤務の歯科医師には、

Consultant (コンサルタント) や Associate Specialist 等の職位があるが、コンサルタントになるためには、正規の専門医研修課程を修了する必要がある。病院歯科に勤務する歯科医師は、Clinical Audit (臨床評価) を受ける必要がある。

### 3) Universities and Dental Faculties (大学) .....

大学教員は、従業員として雇用される形式であり、職位として、Professor (教授)、Senior Lecturer (上級講師)、Lecturer (講師) がある。大学教員は教員の職位を持つと同時に、病院で職位も持つこととなり、教員職位のプロモーションには、Ph.D. や Master の取得や論文執筆が必要となる。教員となる歯科医師は、約 60% を臨床業務に費やし、残りの時間を教育、研究、管理業務に費やしている。

### 4) Armed Forces (軍隊) .....

軍隊に所属する常勤歯科医師の 3 分の 1 は女性であり、勤務者数の内訳としては、Army (陸軍) 142 人、Royal Air Force (空軍) 54 人、Royal Navy (海軍) 48 人である。

(参考文献)

- 1) Migrants in the UK (<http://www.migrationobservatory.ox.ac.uk/briefings/migrants-uk-overview>)
- 2) JETRO ホームページ ([https://www.jetro.go.jp/world/europe/ch/trade\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/europe/ch/trade_01.html))
- 3) 外務省ホームページ「英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) 基礎データ」 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html>)

(鶴田 潤)